

# 公益財団法人慶長遣欧使節船協会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人慶長遣欧使節船協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を宮城県石巻市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、慶長遣欧使節等の大航海時代の歴史的事績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供することにより、地域の振興及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 慶長遣欧使節、船舶及び海洋に関する調査研究
  - (2) 慶長遣欧使節に関する資料の収集及び展示
  - (3) 船舶及び海洋に関する資料の収集及び展示
  - (4) 海事思想の普及・啓蒙
  - (5) 宮城県の指定を受けて行う慶長使節船ミュージアムの管理運営
  - (6) 石巻市の指定を受けて行うサン・ファン・バウティスタパークの管理運営
  - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、宮城県内において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

### (基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において総理事の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 4 前項の議決をする場合には、あらかじめ評議員会の議決を得なければならない。

### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の議決を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 役員等の報酬及び費用弁償規程
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

- 第10条 この法人に、評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
  - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立されかつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第13条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員等の報酬及び費用弁償規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 役員等の報酬及び費用弁償規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、評議員として表決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (4) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

(評議員会規程)

第21条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規程による。

## 第6章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、5名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事会は、その決議によって、前項で選任された業務執行理事より副代表理事、専務理事及び常務理事を選任することができる。ただし、副代表理事は3名以内、専務理事及び常務理事は各1名以内とする。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬を支給することができる。

その額については、評議員会が別に定める役員等の報酬及び費用弁償規程による。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員等の損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、一般法人法第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に規定する方法により算定された額を限度として理事会の決議によりこれを免除することができる。

(会長及び顧問)

第30条 この法人に会長及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 会長及び顧問は、理事会において任期を定めたうえで選任する。
- 3 会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第33条 理事会は、通常理事会として毎事業年度2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることの出来る理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規程)

第38条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が精算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び所要の職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決により、別に定める。

## 第10章 情報公開等

(情報公開)

第43条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める個人情報保護規程による。

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、事務所の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、一力 雅彦、業務執行理事は、丸森 仲吾、浅野 亨、亀山 紘及び濱田 直嗣とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

坂田 隆

伊藤 克彦

進藤 秋輝

佐藤 憲一

船渡 隆平

黒沢 正敏

西條 允敏

平川 昌宏

綿引 雄一

菅原 通悦

関口 哲雄

阿部 秀保

平 秀毅

以上

## 附 則

- 1 この定款の一部変更は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この定款の一部変更は、平成30年7月5日から施行する。



## 公益財団法人慶長遣欧使節船協会役員等名簿

(令和5年6月末時点)

## 【会長・顧問】

役名	氏名	役職名	備考
会長	村井嘉浩	宮城県知事	
顧問	濱田直嗣	前宮城県慶長使節船ミュージアム館長	

## 【役員】

代表理事	一力雅彦	株式会社河北新報社代表取締役社長	
副代表理事	藤崎三郎助	仙台商工会議所会頭	
副代表理事	青木八州	石巻商工会議所会頭	
副代表理事	齋藤正美	石巻市長	
専務理事	平川新	宮城県慶長使節船ミュージアム館長	
常務理事	蜂谷秀明	公益財団法人慶長遣欧使節船協会事務局長	
理事	金子雅	仙台市文化観光局長	
理事	佐々木均	宮城県環境生活部長	
理事	後藤宗徳	一般社団法人石巻観光協会会长	
理事	今野俊宏	株式会社河北新報社常務取締役事業担当	
監事	大庭豪樹	宮城県会計管理者兼出納局長	
監事	三浦孝一	石巻市会計管理者	

## 【評議員】

評議員	尾池守	石巻専修大学学長	
評議員	池田敬之	宮城県副知事	
評議員	佐藤憲一	元仙台市博物館館長	
評議員	足立岳志	石巻市文化協会会长	
評議員	渥美巖	東松島市長	
評議員	中村真一郎	日本製紙株式会社石巻工場長	
評議員	青野浩文	公益財団法人東北活性化研究センター専務理事	



# 令和4年度 事業報告書

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

## 『目 次』

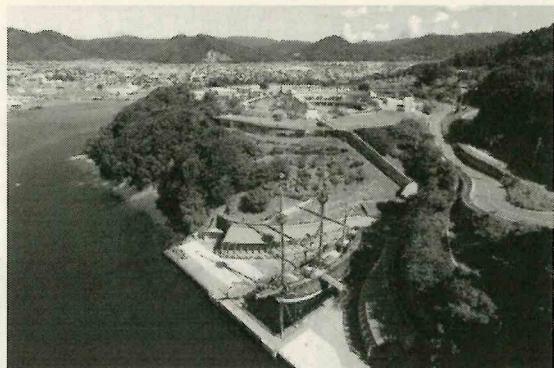
<b>1 事業運営方針</b> .....	P 1
<b>2 公益目的事業</b> .....	P 1
○宮城県慶長使節船ミュージアム管理運営事業	
【公-1】慶長使節船ミュージアム企画事業 .....	P 1
【公-2】慶長使節船ミュージアム管理業務 .....	P 1 0
【公-3】サン・ファン・バウティスタ復元船管理業務 .....	P 1 3
○石巻市サン・ファン・バウティスタパーク管理運営事業	
【公-4】サン・ファン・バウティスタパーク管理運営業務 .....	P 1 5
<b>3 収益事業</b> .....	P 1 6
【収-1】サン・ファンショップ グッズ販売事業 .....	P 1 6
<b>4 法人管理</b> .....	P 1 6

---

## 1 事 業 運 営 方 針

---

法人の目的である「慶長遣欧使節等の大航海時代の歴史的事績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供することにより、地域の振興及び青少年の健全育成に寄与する」という基本方針を中心に、現在、牡鹿半島の玄関口としてリニューアルの準備が進められるミュージアムの存在意義を発信し、石巻圏域の観光拠点として地域の活性化及び賑わいの創出を図るための各種イベント・文化交流事業等を実施した。



---

## 2 公 益 目 的 事 業

---

### 公-1 慶長使節船ミュージアム企画事業

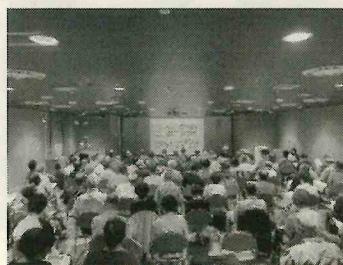
当協会は、宮城県よりミュージアムの管理運営・関連企画事業の実施等を受託しているが、企画事業の中心であった復元船の展示が終了したことから、これまで紹介してきた慶長使節の歴史に加え、使節を育んだ三陸・牡鹿の風土をテーマとした展示・イベント企画を行い、館内事業の枠を超えて地域の文化・観光振興に歴史・文化の分野から貢献できるよう、下記のソフト事業を展開した。



他にも、県制150周年記念事業や各種自治体の観光誘客キャンペーン、地域団体との連携を図り、石巻圏域全体における交流人口増加を念頭に置いた各種誘客事業等を、新型コロナウィルス感染症の状況を鑑みつつ実施した。



また、令和4年11月1日から、展示等のリニューアル工事に伴う長期休館となったが、休館期間中も市内の博物館等の関係団体と積極的に連携を図りながら、出張展示や出張講座など各種企画事業を積極的に開催した。



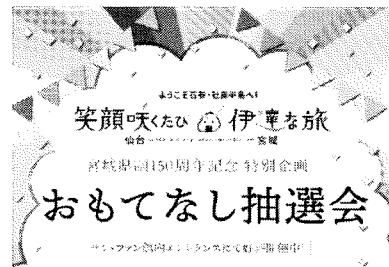
## (1) 宮城県制150周年記念特別企画「おもてなし抽選会」

【期間】令和4年4月1日～9月30日

【会場】サン・ファン館エントランス

【内容】宮城県制150周年記念観光キャンペーン期間中に、館内無料ゾーンを拡充し、来館者にオリジナルノベルティを配布する他、サン・ファン・オリジナルグッズなどが当たる無料抽選会等を実施した。

【参加者】7,166名



## (2) GW特別企画

【期間】令和4年4月29日～5月5日

【会場】サン・ファン館エントランス

【内容】ゴールデンウイークに合わせて、各日、無料ゾーンにて高校生以下を対象にお菓子のすくいどり体験を実施した。また、親子レクチャー企画の特別イベントとして「こいのぼり」「かぶと」「埋木マグネット」が作れるワークショップを実施した。



### (3) 第3回「サン・ファン号を未来へつなぐコンクール」

【内容】宮城県内の小中学生を対象に「絵画部門」「デザインマーク部門」の2部門からそれぞれのテーマに沿った作品を募集し、全応募作品151点を展示した。

- ◎作品募集期間 令和4年6月下旬～9月11日（日）必着
- ◎表彰式 令和4年10月10日（月・祝）
- ◎作品展示期間 令和4年10月8日（土）～令和4年10月31日（月）

#### 【テーマ】

◎絵画部門 ～未来へ進もうサン・ファン・バウティスタ号～  
「石巻とサン・ファン号」「未来のサン・ファン号」「サン・ファン号の航海」「サン・ファン号の歴史」などサン・ファン号や伊達政宗・支倉常長に関するもの。



◎デザインマーク部門 ～21世紀のサン・ファン号～  
「未来のサン・ファン・バウティスタ号」をイメージしたデザインマーク

【実績】応募総数：151点（絵画部門・・・61点（小学校低学年の部：22点、小学校高学年の部：26点、中学生の部13点）／デザインマーク部門 90点（学年は問わない））

#### 【表彰・副賞】

- ◎最優秀賞 4名 (図書カード10,000円、オリジナルグッズ)
- ◎優秀賞 7名 (〃 5,000円、〃 )
- ◎入選 20名 (〃 1,000円、〃 )
- ◎審査員特別賞 1名 (〃 3,000円、〃 )

※ 応募者全員に、サン・ファンオリジナルボールペン、トートバッグ、ポストカードを贈呈

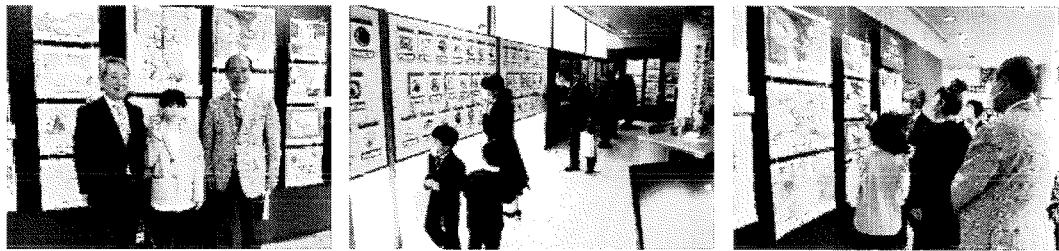
#### 【審査員】

◎画家 小野寺純一氏／宮城県／石巻市教育委員会

サン・ファン館館長

【後援】宮城県／石巻市／石巻市教育委員会





### 「石巻かほく」掲載記事（令和4年10月9日）

## (4) 令和4年度企画展「帆船と航海」

【期間】令和4年7月15日～10月31日

【会場】サン・ファン館 企画展示室

【内容】ミュージアムがリニューアルのため一区切りを迎えるにあたり、館の原点に立ち返る企画として、帆船がなぜつくられ、どのようにしてたびだち、そして何をもたらすのかについて紹介するための企画展を開催した。

【来場者数】4,402名



## (5) サン・ファン歴史講座『サン・ファン号出帆の世界的前提—「戦国日本」から「帝国日本」へ』

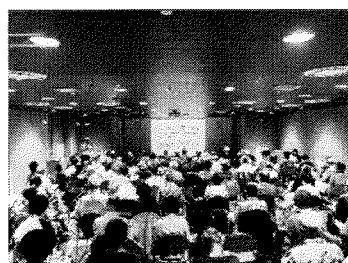
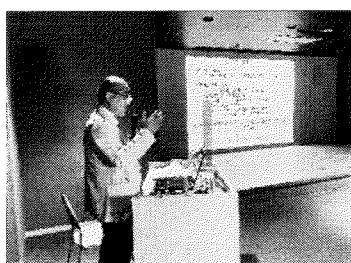
【期間】第1回 令和4年7月16日「織田信長と大航海時代」(48) ※括弧内は受講者数

第2回 令和4年8月27日「豊臣秀吉のバテレン追放令と朝鮮出兵」(88)

第3回 令和4年9月24日「徳川家康の外交と政宗の登場」(116)

【会場】サン・ファン館 セミナールーム

【内容】サン・ファン館の平川新館長を講師に世界史を中心とした三つのテーマをもとに歴史の楽しさ、奥深さを伝える歴史講座を開催した。また、後日、講座の動画を当館公式YouTubeチャンネルにアップロードし公開を行った。



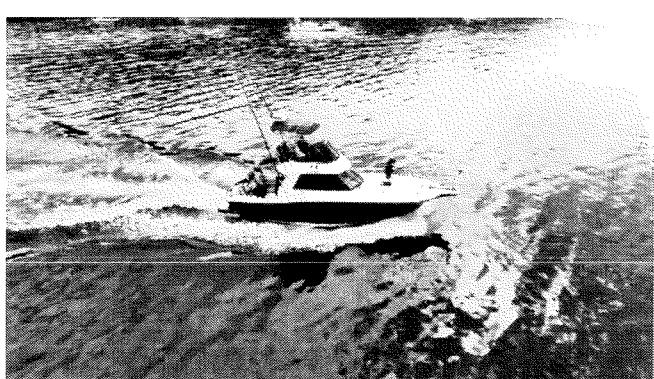
## (6) 第29回サン・ファン祭り（共催事業）

【期日】令和4年10月23日

【会場】石巻市サン・ファン・パウティスタパーク／サン・ファン館

【内容】復元船の進水を祝い、地域活性化を目指す目的で例年五月下旬に開催していたが、新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、秋季に延期し、今年度は3年ぶりに石巻市サン・ファンパークおよび館内でイベントを開催した。

【来場者数】3,000名



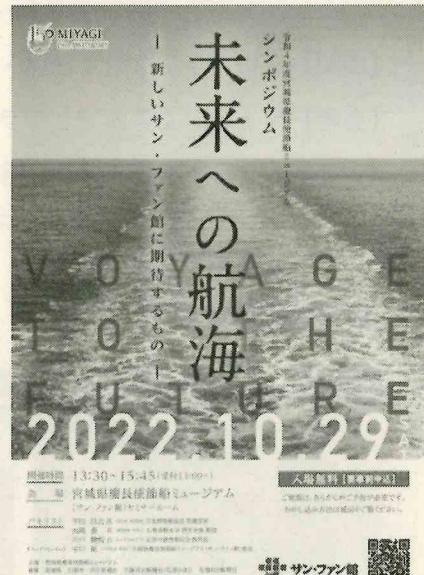
## (7) 令和4年度 シンポジウム「未来への航海—新しいサン・ファン館に期待するもの—」

【期日】令和4年10月29日

【会場】サン・ファン館セミナールーム

【内容】「新しいサン・ファン館に期待するもの」について  
博物館・観光・教育など様々な視点から話し合うシ  
ンポジウムを開催した。

【来場者数】52名



## (8) 牡鹿半島ビジターセンター コーナー展

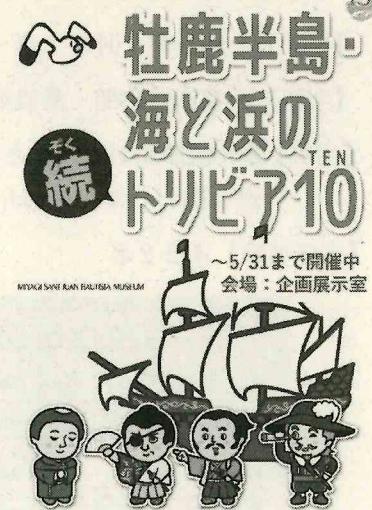
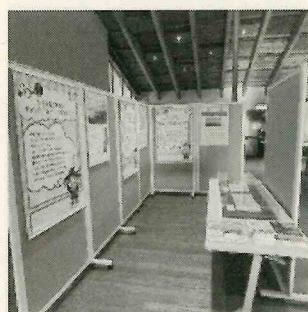
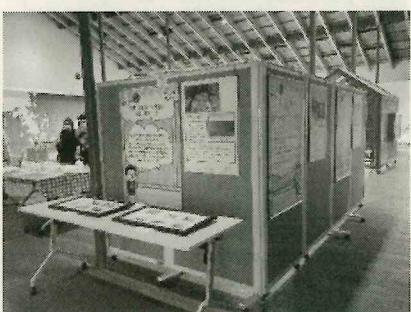
「牡鹿半島・海と浜の続トリビア10（TEN）」in鮎川」（協力事業）

【期間】令和4年11月12日～令和5年3月31日

名張最初150周年祭り 来まよ ようこそ石巻・牡鹿半島へ！ 150

【会場】牡鹿半島ビジターセンター

【内容】牡鹿半島ビジターセンターが主催する、金華山を中心と  
した牡鹿半島の民俗や文化を紹介したコーナー展に  
資料提供などの協力を行った。



## (9) 出張展示「とびだせサン・ファン！」

### 第3回サン・ファン号を未来へつなぐコンクール応募作品展 in マルホンまきあーとテラス

【期間】令和4年12月13日～12月27日

【会場】マルホンまきあーとテラス市民ギャラリー

【内容】10月にサン・ファン館で開催した「第3回サン・ファン号を未来へつなぐコンクール応募作品展」の展示を別会場にて行った。

【来場者数】815名



## (10) 出張展示「とびだせサン・ファン！」ミニ企画展

### 「サン・ファン号がめざした世界」

【期間】令和5年1月17日～2月12日

【会場】石巻市博物館 常設展示室

【内容】慶長使節船が出帆した当時の世界状況と慶長使節派遣の関わりなどを紹介するミニ企画展を行った。

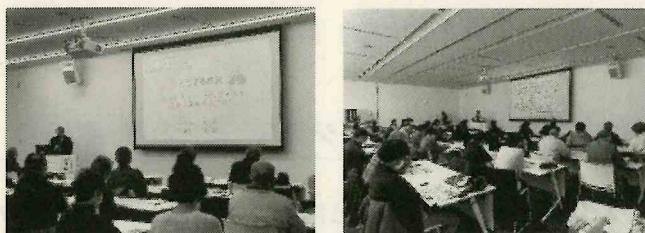
【来場者数】422名



## (11) 冬季出張講座「どうする政宗一サン・ファン・バウティスタという船名でいいの?ー」

サン・ファン館の平川新館長を講師にスペイン語で「サン・ファン・バウティスタ号」(洗礼者聖ヨハネ号)と名付けられた船名の謎を解くとともに、「サン・ファン・バウティスタ号」の呼び名について歴史背景を読み解きながら問題提起する講演会を二つの会場で開催した。

	開催日	場所	受講者数
I 石巻会場	令和5年2月25日	マルホンまきあーとテラス 大研修室	60名
II 仙台会場	令和5年3月4日	東北福祉大学仙台駅東口キャンパス 511教室	236名



## 公-2 慶長使節船ミュージアム管理業務

宮城県から受託するミュージアムの維持管理のためのメンテナンス、来館者の確保などの管理運営のほか、資料展示などに当たっては、法人の所有する展示物や学芸員等による研究成果の有効活用に努め、博物館相当施設としての機能充実を図った。

県内の博物館と情報交換を積極的に行い、復元船「サン・ファン・バウティスタ」号の展示公開終了に対応する形で展望棟展示の充実を図り、施設の運営管理・各種事業を実施した。また、令和6年度ミュージアムのリニューアル関連業務にあたって、協会として可能な限りの技術的支援を行った。

【令和4年度入館者数】 10,469名（前年比73.5%）※令和4年10月末まで



### （1）慶長使節船ミュージアム 展示解説 業務

慶長使節の歴史を伝える常設展示のほか、「サン・ファン・バウティスタVR船内ツアー」などのデジタルコンテンツなどを活用しながら、随時案内を行った。



### （2）慶長使節船ミュージアム 広報業務

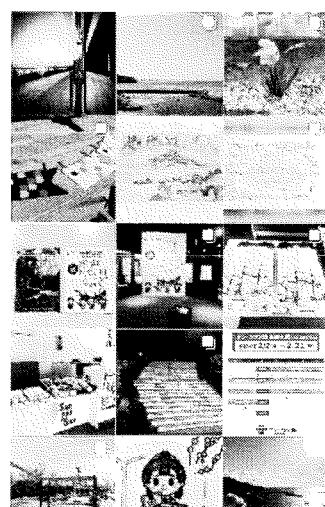
宮城県・石巻市の広報紙、旅行雑誌への記事掲載、新聞等メディアを活用した広報のほか、WEBサイト・SNS等の情報発信ツールを活用した。また、館外のイベントブース企画等に積極的に参加し、ミュージアムのPRに努めた。



▲JR 石巻・渡波駅看板

◀案内パンフレット

公式インスタグラム▶



## 《参加実績》

### 1. 牡鹿鯨まつり

【開催日】令和4年8月21日（日）

【場 所】ホエールタウンおしか

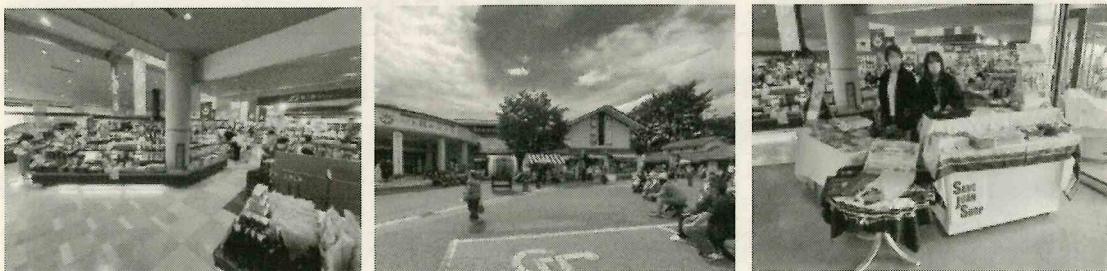


### 2. 米沢城史苑30周年感謝祭

【開催日】令和4年9月17日（土）～19日（月祝）

【参加日】令和4年9月17日（土）・18日（日）

【場 所】上杉城史苑（米沢市）



### （3）学校団体の受け入れ（博物館は教室だ！）

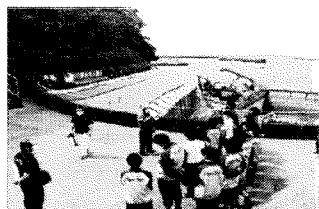
主に春季～秋季にかけて修学旅行・校外学習等の学校団体の受け入れを行った。

新型コロナウィルス感染対策のため、体験は最小限とし、映像鑑賞、展示説明を中心に対応した。

また、サン・ファンパーク及び休憩所を昼食会場として活用した。

	来館日	学校名	人数
1	5/11（水）	山形市立第四中学校 第3学年	68名
2	5/20（木）	宮城県水産高校 第1学年	16名
3	5/27（金）	学校法人有朋学園 有朋高等学院 第3学年	20名
4	6/1（水）	宮城県水産高校 第1学年	17名
5	6/3（金）	宮城県水産高校 第1学年	16名
6	6/10（金）	八戸工業大学第二高校附属中学校 第2・3学年	28名
7	7/6（水）	宮城県水産高校 第1学年	15名
8	10/20（木）	岡山県立岡山城東高等学校 第2学年	15名

9	10/22（土）	東北大学 留学生	19名
10	10/26（水）	石巻市立万石浦中学校 1学年	49名



#### (4) 慶長使節船ミュージアム 特別開館等

- ア) 入館料無料開放・・・海の日（7月）、出帆記念日（10月）
- イ) 開館時間延長・・・8月中（午後5時30分まで1時間延長）

#### (5) 慶長使節船ミュージアム 各種設備機器保安・保守業務

運営組織に基づき協会職員が管理運営に当たるほか、次の業務は各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努めた。

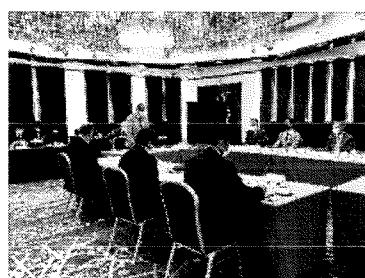
- ア) 清掃業務 イ) 警備業務 ウ) 昇降装置保守点検業務 エ) 階段昇降機設備保守点検業務
- オ) 施設管理業務 カ) 植栽管理業務 キ) 電気設備管理保安業務

#### (6) 慶長使節船ミュージアム 企画運営委員会

館長の諮問機関として、企画広報事業に関する意見や提案等を受け事業運営に反映を行うための有識者会議を開催した。

【日時】令和5年3月29日（水）

【場所】メトロポリタン仙台



## 公-3 サン・ファン・バウティスタ復元船管理業務

老朽化に直面していた復元船については、令和4年7月末に解体工事が終了した。解体後は、宮城県や解体担当業者と協議を重ねながら、現場作業の連絡調整、復元船ビルジポンプやドック水レイクリフターを始めとした機器管理の引継ぎ、指導、状況の記録、視察対応等に当たった。

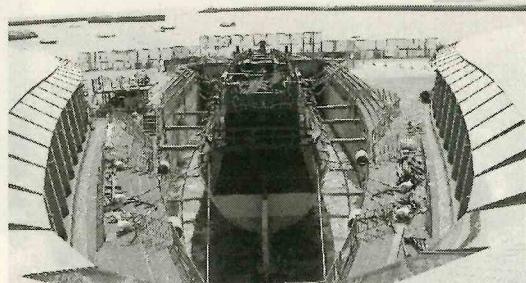
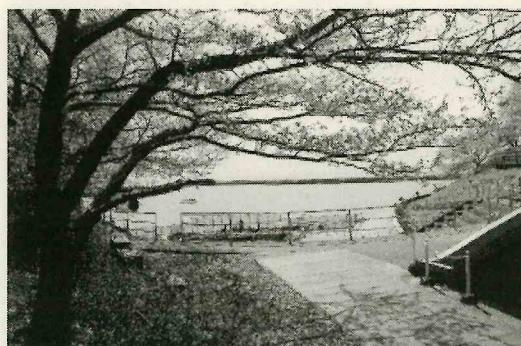
解体後は、復元船が担ってきた役割を後継船と共に新しい形で後世に繋いでいくための方策を検討しながら、引き続きその意義の継承に努めている。

### (1) 復元船サン・ファン・バウティスタ号解体現場見学路の開放 ～旅立ち・新時代への航海～

【期間】令和4年4月22日（金）から 令和4年7月末まで

【場所】サン・ファン館 エスカレーター棟 中段野外広場

【内容】復元船サン・ファン・バウティスタ号の解体工事現場への見学路について、来館者の安全が確保できる範囲で開放した。



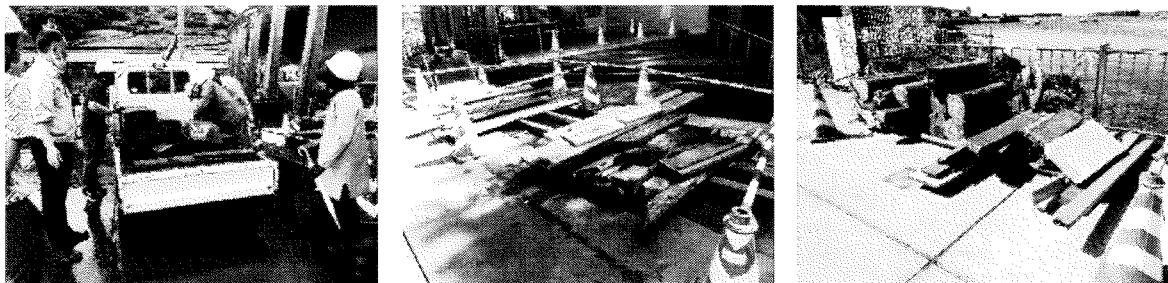
## (2) 復元船サン・ファン・ハウティスタ 解体廃材の配布

解体中の復元船「サン・ファン・ハウティスタ」号の廃材を、期間限定で希望者に配布した。

【配布日】令和4年6月4日、5日

【会場】サン・ファン館 ドック棟東ウイング

【配布人数】20名 ※6月5日の配布途中で廃材が無くなつたため終了



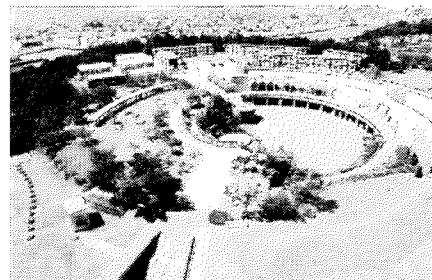
## (3) 復元船部材を利用したグッズの製作

復元補修用資材を利用し、オリジナルティートレーを製作し、サン・ファンショップにて販売した。



## 公-4 石巻市サン・ファン・バウティスタパーク管理運営業務

立体駐車場、サン・ファン広場、芝生広場等で構成されるサン・ファンパークは、ミュージアムの付帯施設として、来場者の憩いの場、イベント会場を提供している。市民の文化活動の向上に資し、合わせて市民の憩いの場を提供するため、隣接する宮城県慶長使節船ミュージアムとの一体的な管理運営により効率的な維持管理に努めた。



【令和4年度入園者数】 34, 814名（前年比71.0%）

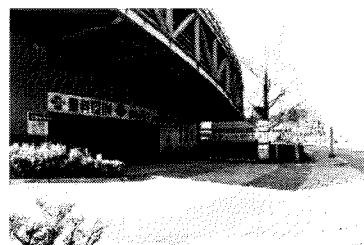
### (1) サン・ファンパーク 観光案内業務

サン・ファンパークは、石巻圏域と牡鹿半島の観光の拠点として、サン・ファンパーク立体駐車場1階に「サン・ファンインフォメーションセンター」を設置するとともに、無料Wi-Fiを整備し、観光客の利便性の向上を図りながら、石巻地域の観光・文化施設を中心に大型モニターや各施設のチラシなどによりPRした。



### (2) サン・ファンパーク 各種設備機器保安・保守業務

サン・ファンパークは、駐車場、トイレ、自動販売機等を備えており、不特定多数の市民が利用していることに併せて、隣接するサン・ファン館の入館者の殆どが利用していることから、開園中は協会職員が運営管理に当たるほか、次の業務は各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努める。



ア) 清掃業務 イ) 警備業務 ウ) 施設管理業務

エ) 植栽管理業務

### (3) サン・ファンパーク 利用実績

	来館日	学校名	人数
1	5/26 (木)	仙台市立松陵中学校 1年生	48名
2	6/18 (土)	石巻専修大学 生物科学科	90名
3	11/22 (火)	石巻市立万石浦小学校	
4	R5/1/17 (火)	保育園児	30名
5	R5/2/28 (火)	法山寺幼稚園 年中・年少	60名

サン・ファン広場を中心、安全な憩いの場の提供を行っている。学校団体利用実績は以下のとおり。

---

### 3 収 益 事 業

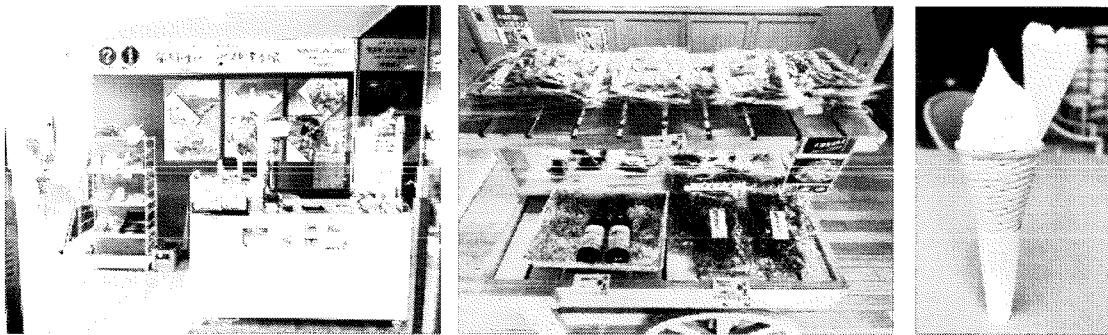
---

#### I サン・ファンショップ グッズ販売事業

---

サン・ファン関連のグッズや石巻市の産品などを取り揃え、より一層の販売促進やサービスの向上に努めた。また、今年度は旧レストランスペースを活用し、無料ゾーンを拡充すると共に、オリジナルソフトクリームを販売するなど、来館者の満足度向上に努めた。

関連イベントなどにも積極的に出店し、当館のP R やリピーターの増加に努めた。



---

### 4 法 人 管 理

---

#### I 慶長遣欧使節船協会 理事会

---

第1回理事会	【令和4年4月20日（水）】※決議の省略
第2回理事会（通常理事会）	【令和4年5月24日（火）】
第3回理事会	【令和4年7月15日（金）】※決議の省略
第4回理事会	【令和4年12月2日（金）】※決議の省略
第5回理事会（通常理事会）	【令和5年2月2日（木）】

#### II 慶長遣欧使節船協会 評議員会

---

第1回臨時評議員会	【令和4年4月28日（木）】※決議の省略
定時評議員会	【令和4年6月8日（水）】※決議の省略
第2回臨時評議員会	【令和4年8月3日（水）】※決議の省略
第3回臨時評議員会	【令和4年12月20日（火）】※決議の省略

(消費税は内税処理)

## 正味財産増減計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

## 全会計

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	12,782,023	12,782,022	1
基本財産受入利息	12,782,023	12,782,022	1
特定資産運用益	0	0	0
特定資産受取利息		0	0
事業収益	159,449,396	179,139,994	△ 19,690,598
指定管理者事業収入	155,205,000	173,388,665	△ 18,183,665
宮城県	115,205,000	133,388,665	△ 18,183,665
石巻市	40,000,000	40,000,000	0
利用料金収入	1,342,000	3,491,350	△ 2,149,350
グッズ事業収入	2,902,396	2,259,979	642,417
宮城県受託金		0	0
受取補助金等	988,560	1,884,051	△ 895,491
受取地方公共団体補助金	450,000	0	450,000
受取国庫補助金	0	1,235,535	△ 1,235,535
受取国庫助成金	538,560	648,516	△ 109,956
電源立地交付金	538,560	648,516	△ 109,956
受取寄付金	315,058	0	315,058
受取寄付金	315,058	0	315,058
雑収益	579,084	450,874	128,210
雑収益	579,084	450,874	128,210
経常収益計	174,114,121	194,256,941	△ 20,142,820
(2) 経常費用			
事業費	165,907,469	192,508,403	△ 26,600,934
給料手当	41,532,098	51,268,713	△ 9,736,615
臨時雇賃金	0	0	0
賃与引当金繰入	2,926,048	2,784,043	142,005
法定福利費	6,183,892	7,654,751	△ 1,470,859
福利厚生費	648,017	1,084,871	△ 436,854
旅費交通費	186,357	143,170	43,187
グッズ購入費	2,101,196	1,251,070	850,126
通信運搬費	1,348,813	1,147,741	201,072
減価償却費	780,900	955,666	△ 174,766
需要費	4,093,943	3,836,858	257,085
(消耗品費)	3,951,715	3,469,579	482,136
(備品費)	142,228	367,279	△ 225,051
修繕費	7,408,030	8,137,915	△ 729,885
印刷製本費	5,220	1,314,703	△ 1,309,483
燃料費	2,230,780	3,194,641	△ 963,861
光熱水料費	17,357,852	16,074,402	1,283,450
使用料及び賃借料	2,299,497	2,727,424	△ 427,927
保険料	377,164	492,523	△ 115,359
広告宣伝費	5,164,994	4,485,999	678,995
諸手数料	230,674	256,045	△ 25,371
諸謝金	156,085	314,285	△ 158,200
租税公課	4,750,771	4,759,260	△ 8,489
支払助成金	800,000	100,000	700,000
委託費	65,234,971	79,940,625	△ 14,705,654
食料費	53,567	37,078	16,489
雑費	36,600	546,620	△ 510,020
管理費	5,213,114	6,339,374	△ 1,126,260
給料手当	2,584,871	2,309,482	275,389
退職金	0	1,500,000	△ 1,500,000
賃与引当金繰入	75,923	157,301	△ 81,378
法定福利費	364,738	306,634	58,104
福利厚生費	20,069	23,415	△ 3,346
会議費	250,177	0	250,177
旅費交通費	60,192	38,476	21,716

## 正味財産増減計算書

(消費税は内税処理)

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
通信運搬費	28,856	186,737	△ 157,881
減価償却費	287,660	354,284	△ 66,624
需要費	161,412	202,335	△ 40,923
(消耗品費)	161,412	202,335	△ 40,923
修繕費	0	0	0
印刷製本費	10,230	34,001	△ 23,771
燃料費	73,055	100,842	△ 27,787
光熱水料費	422,313	373,457	48,856
使用料及び賃借料	12,044	11,483	561
保険料	0	0	0
諸手数料	354,995	343,355	11,640
租税公課	92,624	91,472	1,152
支払負担金	255,200	227,860	27,340
交際費	138,755	78,240	60,515
寄付金	20,000	0	20,000
委託費	0	0	0
経常費用計	171,120,583	198,847,777	△ 27,727,194
評価損益等調整前当期経常増減額	2,993,538	△ 4,590,836	7,584,374
基本財産評価損益等		△ 71,506	71,506
特定資産評価損益等		0	0
投資有価証券評価損益等		0	0
評価損益等計	0	△ 71,506	71,506
当期経常増減額	2,993,538	△ 4,662,342	7,655,880
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収入			
投資有価証券売却益		0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
車輌運搬具除却損		0	0
什器備品除却損		0	0
雑損失	0	0	0
雑損失		0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替前	2,993,538	△ 4,662,342	7,655,880
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,993,538	△ 4,662,342	7,655,880
法人税、住民税及び事業税	72,000	72,000	0
一般正味財産増減額	2,921,538	△ 4,734,342	7,655,880
一般正味財産期首残高	87,145,513	91,879,855	△ 4,734,342
一般正味財産期末残高	90,067,051	87,145,513	2,921,538
II 指定正味財産増減の部			
(1) 基本財産評価益	0	0	0
基本財産評価益		0	0
(2) 基本財産評価損	42,754,000	22,635,000	20,119,000
基本財産評価損	42,754,000	22,635,000	20,119,000
(3) 一般正味財産振替額	0	△ 71,506	71,506
一般正味財産振替額	0	△ 71,506	71,506
当期指定正味財産増減額	△ 42,754,000	△ 22,563,494	△ 20,190,506
指定正味財産期首残高	1,105,874,300	1,128,437,794	△ 22,563,494
指定正味財産期末残高	1,063,120,300	1,105,874,300	△ 42,754,000
III 正味財産期末残高	1,153,187,351	1,193,019,813	△ 39,832,462

## 正味財産増減計算書の内訳表

## 正味財産増減計算書の内訳表

(道位：田)

※公益目的事業比  
率 54.27%

# 貸 借 対 照 表

令和 5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	95,551,174	97,301,350	△ 1,750,176
未収金	13,527	30,593	△ 17,066
前払金	5,830	5,830	0
仮払金	134,120	0	134,120
商品	423,201	1,481,781	△ 1,058,580
<b>流動資産合計</b>	<b>96,127,852</b>	<b>98,819,554</b>	<b>△ 2,691,702</b>
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	1,061,895,000	1,104,649,000	△ 42,754,000
定期預金	1,225,300	1,225,300	0
<b>基本財産合計</b>	<b>1,063,120,300</b>	<b>1,105,874,300</b>	<b>△ 42,754,000</b>
(2) 特定資産			
積立資産	0	0	0
<b>特定資産合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
(3) その他固定資産			
構築物	3,631,605	3,707,395	△ 75,790
車輌運搬具	199,876	399,750	△ 199,874
什器備品	2,867,078	3,659,974	△ 792,896
電話加入権	268,160	268,160	0
預託金	20,450	20,450	0
<b>その他の固定資産合計</b>	<b>6,987,169</b>	<b>8,055,729</b>	<b>△ 1,068,560</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>1,070,107,469</b>	<b>1,113,930,029</b>	<b>△ 43,822,560</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,166,235,321</b>	<b>1,212,749,583</b>	<b>△ 46,514,262</b>
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	7,783,099	14,504,362	△ 6,721,263
預り金	0	6,764	△ 6,764
賞与引当金	3,001,971	2,941,344	60,627
未払法人税等	72,000	72,000	0
未払消費税等	2,190,900	2,205,300	△ 14,400
<b>流動負債合計</b>	<b>13,047,970</b>	<b>19,729,770</b>	<b>△ 6,681,800</b>
2. 固定負債			
<b>固定負債合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>負債合計</b>	<b>13,047,970</b>	<b>19,729,770</b>	<b>△ 6,681,800</b>
<b>III 正味財産の部</b>			
1. 基金			
2. 指定正味財産			
寄附金	1,225,300	1,225,300	0
受贈投資有価証券	1,061,895,000	1,104,649,000	△ 42,754,000
<b>指定正味財産合計</b>	<b>1,063,120,300</b>	<b>1,105,874,300</b>	<b>△ 42,754,000</b>
(うち基本財産への充当額)			
3. 一般正味財産			
その他一般正味財産	90,067,051	87,145,513	2,921,538
<b>一般正味財産合計</b>	<b>90,067,051</b>	<b>87,145,513</b>	<b>2,921,538</b>
(うち特定資産への充当額)			
<b>正味財産合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>1,153,187,351</b>	<b>1,193,019,813</b>	<b>△ 39,832,462</b>
	<b>1,166,235,321</b>	<b>1,212,749,583</b>	<b>△ 46,514,262</b>

貸借対照表内訳表  
令和5年3月31日現在

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人会計		合 計
	企画事業	ミュージアム	復元船	パーク	共通	小計	グッズ販売	共通	小計	協会管理	
<b>I 資産の部</b>											
1. 流動資産											
現金預金	0	12,269,101	0	9,490,189	71,707,178	93,466,468	2,084,706	0	0	0	95,551,174
未収金	0	0	0	1,711	0	1,711	11,816	0	0	0	13,527
前払金	0	0	0	5,830	5,830	0	0	0	0	0	5,830
仮払金	0	0	0	134,120	134,120	0	0	0	0	0	134,120
商品	0	0	0	0	0	0	423,201	0	0	0	423,201
流動資産合計	0	12,269,101	0	9,491,900	71,847,128	93,608,129	2,519,723	0	0	0	96,127,852
2. 固定資産											
(1) 基本財産											
投資有価証券	64,775,598	242,112,058	80,704,020	0	161,408,040	548,999,716	0	0	0	512,895,284	1,061,895,000
定期預金	74,744	279,369	93,122	0	186,245	633,480	0	0	0	591,820	1,225,300
基本財産合計	64,850,342	242,391,427	80,797,142	0	161,594,285	549,633,196	0	0	0	513,487,104	1,063,120,300
(2) 特定資産											
積立資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) その他固定資産											
構築物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,631,605	3,631,605
車両運搬具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	199,876	199,876
什器備品	0	2,514,635	7	352,407	0	2,867,049	2	0	2	27	2,867,078
電話加入権	0	268,160	0	0	0	268,160	0	0	0	0	268,160
預託金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,450	20,450
その他の固定資産合計	0	2,782,795	7	352,407	0	3,135,209	2	0	2	3,851,958	3,851,958
固定資産合計	64,850,342	246,174,222	80,797,149	352,407	161,594,285	552,768,405	2	0	2	517,339,062	6,987,169
資産合計	64,850,342	257,443,323	80,797,149	9,844,307	233,441,413	646,376,534	2,519,725	0	2,519,725	517,339,062	1,070,107,469
<b>II 負債の部</b>											
1. 流動負債											
未払金	11,248	4,559,925	0	3,178,490	0	7,749,663	31,276	0	31,276	2,160	2,160
預り金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
賞与引当金	141,497	1,467,361	0	1,317,190	0	2,926,048	0	0	0	75,923	75,923
未払法人税等	0	0	0	0	0	0	72,000	0	0	0	72,000
未払消費税等	0	0	0	0	0	2,190,900	0	0	0	0	0
流動負債合計	152,745	6,027,286	0	4,495,680	2,190,900	12,866,611	103,276	0	103,276	78,083	13,047,970
2. 固定負債											
固定負債合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負債合計	152,745	6,027,286	0	4,495,680	2,190,900	12,866,611	103,276	0	103,276	78,083	13,047,970
<b>III 正味財産の部</b>											
1. 基金											
2. 指定正味財産											
寄附金	74,744	279,369	93,122	0	186,245	633,480	0	0	0	591,820	591,820
受贈投資有価証券	64,775,598	242,112,058	80,704,020	0	161,408,040	548,999,716	0	0	0	512,895,284	1,061,895,000
指定正味財産合計	64,850,342	242,391,427	80,797,142	0	161,594,285	549,633,196	0	0	0	513,487,104	1,063,120,300
(うち基本財産への充当)	64,850,342	242,391,427	80,797,142	0	161,594,285	549,633,196	0	0	0	513,487,104	1,063,120,300
3. 一般正味財産											
その他一般正味財産	△ 19,960,733	△ 6,888,672	△ 37,482,641	4,969,649	135,639,852	76,277,455	△ 5,506,638	3,832,808	△ 1,673,850	15,463,426	90,067,051
一般正味財産合計	△ 19,960,733	△ 6,888,672	△ 37,482,641	4,969,649	135,639,852	76,277,455	△ 5,506,638	3,832,808	△ 1,673,850	15,463,426	90,067,051
(うち特定資産への充当)	43,868,727	231,687,000	42,042,584	4,969,649	303,342,692	625,910,652	△ 5,506,638	3,832,808	△ 1,673,850	528,950,539	1,153,187,351
正味財産合計	44,021,472	237,714,286	42,042,584	9,465,329	305,533,592	638,777,263	△ 5,403,362	3,832,808	△ 1,570,654	529,028,612	1,168,235,321

(単位:円)

1 公益財団法人 慶長遣欧使節船協会  
(様式3-2)

キャッシュ・フロー計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 当期一般正味財産増減額	2,993,538	△ 4,662,342	7,655,880
2. キャッシュ・フローへの調整額			
減価償却費	1,068,560	1,309,950	△ 241,390
基本財産評価	0	71,506	△ 71,506
他会計振替額	2,993,538	△ 4,662,342	7,655,880
未収金の増減額	17,066	11,686,691	△ 11,669,625
仮払金の増減額	△ 134,120	0	△ 134,120
未払金の増減額	△ 6,721,263	△ 1,042,217	△ 5,679,046
預り金の増減額	△ 6,764	6,764	△ 13,528
未払消費税の増減額	△ 14,400	△ 379,000	364,600
指定正味財産からの振替額	0	71,506	△ 71,506
その他	18,703,851	15,015,221	3,688,630
小計	15,906,468	22,078,079	△ 6,171,611
4. 指定正味財産増加収入			
一般正味財産への振替額	0	△ 71,506	71,506
基本財産増加収入	△ 42,754,000	△ 22,635,000	△ 20,119,000
指定正味財産増加収入	△ 42,754,000	△ 22,635,000	△ 20,119,000
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 23,853,994	△ 5,219,263	△ 18,634,731
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
基本財産取崩収入	22,103,818	11,702,295	10,401,523
基一投資有価証券売却収入	22,103,818	11,702,295	10,401,523
敷金・保証金戻収入	20,450	20,450	0
保証金戻り収入	20,450	20,450	0
投資活動収入計	22,124,268	11,722,745	10,401,523
2. 投資活動支出			
固定資産取得支出	0	1,842,500	△ 1,842,500
什器備品購入支出	0	1,842,500	△ 1,842,500
敷金・保証金支出	20,450	20,450	0
保証金支出	20,450	20,450	0
投資活動支出計	20,450	1,862,950	△ 1,842,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,103,818	9,859,795	12,244,023
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
2. 財務活動支出			
IV 現金及び現金同等物の増減額	△ 1,750,176	4,640,532	△ 6,390,708
V 現金及び現金同等物の期末残高	97,301,350	92,660,818	4,640,532
VI 現金及び現金同等物の期首残高	95,551,174	97,301,350	△ 1,750,176

## 財産目録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
現金	小口現金有高		運転資金として	10,340
預金	普通預金 七十七銀行渡波支店 (事業費) 七十七銀行渡波支店 (利用料金口座) 七十七銀行渡波支店 (預り金口座) 七十七銀行渡波支店 (市委託) 七十七銀行渡波支店 (事業収入) 仙台銀行石巻支店 (事業費)		運転資金 (事業費管理) として 運転資金 (利用料金管理) として 運転資金 (預り金管理) として 運転資金 (市委託管理) として 運転資金 (事業収入管理) として 運転資金 (事業費管理) として	67,517,797 12,269,101 0 9,490,189 2,084,706 4,179,041
未収金	石巻観光協会 コカ・コーラ・東北フローズン㈱ 浜人		ショップ売上金 自動販売機販売手数料 テナント電気・水道料(3月分)	6,856 4,960 1,711
前払金	セコム㈱		4月分A E D借料	5,830
仮払金	宮城労働局		労働保険充当残金	134,120
商品			販売用として	423,201
流動資産合計				96,127,852
(固定資産)				
基本財産	投資有価証券	有価証券 第560回東京電力債 (20年) 第154回国債 (20年) 第154回国債 (20年) 第68回利付国債 (30年)	公益目的保有財産(51.7%)及び法人活動に供する財産(48.3%)であり、運用益を公益目的事業と法人管理の財源として使用している。	102,200,000 335,666,000 598,640,000 25,389,000
	定期預金	定期預金 七十七銀行渡波支店 仙台銀行石巻支店	同上	588,700 636,600
特定資産				
その他				
固定資産	構築物 車両運搬具 什器備品	協会設立30周年記念碑 中古車輛3台 事務用品、消防関係設備等 復元船船内展示装飾等 観光案内所カウンター等 サン・ファン船バーグ模型・金型・マスク 展示用絵画他	公益目的保有財産(ミュージアム) 公益目的保有財産(復元船) 公益目的保有財産(パーク) ショップ用 展示用絵画他	3,631,605 199,876 2,514,635 7 352,407 2 27
	電話加入権	4回線		268,160
	預託金		公用車リサイクル料	20,450
固定資産合計				1,070,107,469
資産合計				1,166,235,321
(流動負債)				
	未払金	陽光ビルサービス㈱ 東北電力㈱ キヨウワセキュリオン㈱ 石巻年金事務所 ㈱アミックス タカオ㈱ ホテルメトロポリタン ㈱ビヨンド 日通商事㈱ 南北社㈱ 写光オフィスパートナーズ㈱ ㈱岡部薬局 ㈱ミロク情報サービス アマゾンジャパン合同会社 その他		4,173,083 1,144,462 788,700 638,478 217,800 172,150 137,256 118,800 77,976 74,586 73,423 64,878 36,465 17,952 47,090
	賞与引当金		支払見込額の当期負担分計上	3,001,971
	未払消費税等	消費税確定納付額	石巻税務署	2,190,900
	未払法人税等	法人県民税均等割 法人市民税均等割	宮城県 石巻市	22,000 50,000
流動負債合計				13,047,970
負債合計				13,047,970
正味財産				1,153,187,351

## 公益財団法人慶長遣欧使節船協会 令和5年度事業計画書

### 1 事業運営方針

法人の目的である「慶長遣欧使節等の大航海時代の歴史的事績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供することにより、地域の振興及び青少年の健全育成に寄与する」基本方針を中心に、地域の文化・観光振興を目的とした「企画事業」、令和6年度のリニューアルオープンに向けての「慶長使節船ミュージアム管理運営事業」及び「サン・ファン・パウティスタパーク管理運営事業」等を実施していく。

### 2 公益目的事業

#### 公-1 企画事業

当協会は、宮城県より復元船を含むミュージアムの管理運営を受託しているが、令和5年度は、令和6年度のリニューアルオープンに向けた工事等により休館が予定されていることから、館内の枠を超えて下記のソフト事業を幅広く展開する。

また、牡鹿半島の文化観光拠点としても重要な役割を担っていることから、各観光関係団体・博物館等との連携を積極的に図り、交流人口増大に資する事業を開催していく。

#### A 展示・講座事業

##### (1) 出張企画展示「サン・ファン・パウティスタ号と三陸・牡鹿の風土（仮）」

これまで館が収蔵してきた資料・知見等について、館外での展示や写真展などの形でより多くの人々に見てもらう機会を作る。慶長使節の歴史に加え、使節を育んだ三陸・牡鹿の風土をテーマとした展示を行い、地域文化について広く発信する。

【開催期間】令和5年秋季及び冬季

【場 所】サン・ファンパーク及び外部集客施設・文化施設等において実施

##### (2) サン・ファン歴史講座「どうした家康—徳川家康と大航海時代—」

館長の平川新を講師とする歴史講座を開催する。今年度はNHK大河ドラマの主人公でもある徳川家康をテーマとし、当時の世界情勢や家康が行った海外政策について紹介する。

【開催日】令和5年夏季～秋季にかけて3回程度実施

【場 所】外部文化施設等（石巻・仙台方面）

## B 教育普及・学習支援事業

### (1) 出前講座「希望の帆船について学ぼう」

地域の未来を担う宮城県の小学校を対象に、慶長遣欧使節や海洋文化への興味関心を持ってもらい、知識を深めるきっかけとする。

【開催日】随時募集・訪問

【場 所】宮城県内の小中学校

### (2) 第4回「サン・ファン号を未来へつなぐコンクール」

小中学生を中心に、サン・ファン・バウティスタ号と慶長遣欧使節の姿を通して、自身の夢を育みながら、地域の歴史・風土に親しんでもらうための各種テーマに添った事業を展開する。

【募集期間】令和5年7月～10月末

【対 象】宮城県内の小中学校に在籍する児童・生徒

【部 門】絵画の部・デザインマークの部

【作品展】外部集客施設にて開催（11～12月予定）

## C 文化観光拠点事業

### (1) サン・ファン・バウティスタ号の記憶伝承事業

令和6年度のリニューアルオープンに向けて、サン・ファン・バウティスタ号の解体材等を利用したモニュメント・記念品・グッズ等の開発に取り組む。

【アウトプット目標】

- ・解体材を活用したモニュメントの製作
- ・解体材を用いたグッズの販売

### (2) サン・ファン号を中心とした石巻・牡鹿に関するガイドブック作成事業

市内の博物館等と連携し、サン・ファン号を中心とした石巻の古代から近代までの歴史、海の生き物、牡鹿半島のくらし等も交えた石巻地域のガイドブック教材を作成する。地元の子どもたちが、身近な地域の歴史資源を楽しく学ぶことで地域への愛情を育めるようにする。

【アウトプット目標】

- ・令和5年度はガイドブックを試用版として作成し、関係各所の意見を取り入れながらフィードバックを行う。令和6年度以降、正式版の完成・配付を目指す。

### (3) 牡鹿地域フィールドツアー開発・ガイド育成事業

---

リニューアル後のサン・ファン館に新たに追加される「牡鹿地域の歴史・風土・自然」に関する展示について、理解を深められるよう、実際にサン・ファン館を出発し周辺を歩いて見て回るフィールドツアーの開発を行う。また、併せてガイドの育成を行い、サン・ファン館を起点とした新たなコンテンツの発掘、ツアー構成を進め、牡鹿地域としての集客力向上を目指す。

#### 【アウトプット目標】

- ・サン・ファン館発のフィールドツアー 3プログラム開発
- ・フィールドツアーに併せてガイドサービスを開始できるよう研修を実施する。

### (4) 旅行商品の造成事業

---

牡鹿地域が持つ雄大な自然とサン・ファン号に特徴づけられる歴史、鯨や鹿などの食文化、それらを基盤に震災から持続可能な地域を目指し復興を遂げようとする過程を体系的に結び付け、新たな付加価値を持った旅行商品を数種類造成する。旅行会社と連携の上、修学旅行や企業研修旅行による来訪者の増加を目指す。

#### 【アウトプット目標】

- ・ツアーアイテム 5種類の造成（例：歴史・風土・食・復興・総合）

## C 協賛・共催事業

### (1) 第30回記念 サン・ファン祭り（共催事業）

---

石巻地域の観光・賑わいの創出の観点から、地域団体と連携を図りながら、誘客イベントを展開し、併せてミュージアムリニューアルオープンのPRを行う。

【開催日】令和5年5月末

【場 所】サン・ファン・パウティスタパーク

【内 容】ステージイベント、各種出展・出店、ちびっこ広場、海上イベントなど

---

## 公-2 宮城県慶長使節船ミュージアム 管理運営事業

---

令和6年度のミュージアムのリニューアル関連業務にあたって、協会として可能な限りの技術的支援を行う。また、休館中においても資料収集・公開や情報発信など、宮城県内の博物館と情報交換を積極的に行いながら、ミュージアムとしての役割・機能を可能な限り、維持・継続していく。

### (1) リニューアル事業に係る業務支援

---

宮城県によるミュージアムのリニューアル事業にあたって、1996年からのミュージアム管理運営の知識と経験を活かして、様々な技術的支援を継続して実施する。

- ア) 後継船の設計、制作と展示に関する技術的支援
- イ) 業務用備品等の管理及び処分
- ウ) 後継船の維持管理手法の検討
- エ) ドック棟及び作業用道路の点検

### (2) リニューアル事業に係る研修等

---

リニューアルオープン後の来館者の利便性の向上や安全の確保のため、外部講師等による適切な指導の元、講習会などを実施する。また、他の博物館・観光施設等を視察すると共に、外部セミナー等を活用し、地域との連携を図りながら、観光面やインバウンド面等から幅広いニーズに対応できるよう努める。

### (3) 慶長使節船ミュージアム 広報業務

---

宮城県・石巻市の広報紙、旅行雑誌への記事掲載、テレビ・新聞等メディアを活用した広報を実施する。また、WEBサイトを積極的に活用し、SNS等の情報発信ツールと併せ、ミュージアムのリニューアルに関する情報など、積極的なPRに努める。

### (4) 慶長使節船ミュージアム 各種設備機器保安・保守業務

---

運営組織に基づき協会職員が管理運営に当たるほか、次の業務は各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努める。

- ア) 清掃業務 イ) 警備業務 ウ) 施設管理業務 エ) 植栽管理業務
- オ) 電気設備管理保安業務

### (5) 慶長使節船ミュージアム 企画運営委員会

---

館長の諮問機関として、有識者からなる企画運営委員会を開催し、企画広報事業に関する意見や提案等を受け事業運営に反映させる。

---

### 公-3 石巻市サン・ファン・パウティスタパーク 管理運営事業

---

立体駐車場、サン・ファン広場、芝生広場等で構成されるサン・ファンパークは、ミュージアムの付帯施設として、来場者の憩いの場、イベント会場を提供している。市民の文化活動の向上に資し、合わせて市民の憩いの場を提供するため、隣接する宮城県慶長使節船ミュージアムとの一体的な管理運営により効率的な維持管理に努める。

#### (1) サン・ファンパーク 観光案内業務

---

サン・ファンパークは、石巻圏域と牡鹿半島の観光の拠点として、サン・ファンパーク立体駐車場1階に「サン・ファンインフォメーションセンター」を設置するとともに、無料Wi-Fiを整備し、観光客の利便性の向上を図りながら、石巻地域の観光・文化施設を中心に大型モニターや各施設のチラシなどによりPRする。

#### (2) サン・ファンパーク 各種設備機器保安・保守業務

---

サン・ファンパークは、駐車場トイレ、自動販売機等を備えており、不特定多数の市民が利用していることに併せて、隣接するサン・ファン館の入館者の殆が利用していることから、開園中は協会職員が運営管理に当たるほか、次の業務は各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努める。

- ア) 清掃業務 イ) 警備業務 ウ) 施設管理業務 エ) 植栽管理業務

#### (3) サン・ファンパーク 利用促進・整備業務

---

サン・ファンパークは令和1～2年度の改修工事に伴い、噴水や駐車場設備等の老朽化が解消され、新たに遊具が設置されるなど、市民の憩いの場としての利便性が向上した。今後も利用者の拡大に努めたいことから下記の利用推進・整備事業を推進し、地域の活性化やより一層の賑わいの創出に努める。

- ア) サン・ファン祭り等イベント事業での活用
- イ) 物産会、芸能、音楽祭、園遊会など地域関係団体との共催事業の促進
- ウ) 市民団体を中心とした事業へのパーク貸出
- エ) 学校行事（遠足・野外学習会）への支援
- オ) イベント時におけるテナント事業者の発掘
- カ) イベント用 貸出用備品・機材の設備

### 3 収 益 事 業

#### 1 サン・ファンショップ グッズ販売事業

令和5年度については、サン・ファン館が休館中であることから、館外の関連イベントなどに積極的に出店し、当館リニューアル事業のPR等に努める。

### 4 法 人 管 理

#### 1 廉長遣欧使節船協会 理事会

第1回理事会 令和5年5月下旬（予定）

第2回理事会 令和6年2月上旬（予定）

#### 2 廉長遣欧使節船協会 評議員会

定時評議員会 令和5年6月中旬（予定）